

社保NAVI



現役世代も使える「介護保険」

日常生活でさまざまなリスクに直面したときに頼りになる社会保険。日本には健康保険以外にもさまざまな社会保険が備わっています。高齢者のための制度という印象が強い「介護保険」ですが、実は40歳以上であれば利用することができるのをご存じでしたか？

65歳未満でも理由しだいで

介護保険の対象に

65歳以上で介護が必要になったときは、理由にかかわらず介護保険の対象となりますが、40～64歳の人(第2号被保険者)の場合は、介護が必要になった理由が16の特定疾病(下記参照)に当てはまれば、介護保険の対象になります。

第2号被保険者が介護保険を申請するときは、申請書とともに健康保険証(医療保険の被保険者証)を添えます。申請後、訪問調査と主治医の意見書をもとに審査判定が行われるため、認定まで1カ月程度かかりますが、認定されるまでの間は「資格者証」が交付され、これを提示することで65歳以上と同じように介護サービスを受けることができます。

交通事故の場合は

身体障害者手帳の申請を

第2号被保険者は介護保険の適用条件が16の特定疾病に限定されているため、交通事故で手足が不自由になった場合は、介護保険は利用できません。交通事故により65歳未満で介護が必要になったときは、市区町村の窓口で「身体障害者手帳」を申請しましょう。介護保険が適用されなくても、障害者対象のサービスを受けることができます。

65歳以上の人で交通事故により介護が必要となったときは、介護保険が適用されます。ただし、交通事故の場合には、介護保険の申請時にさまざまな書類を求められる場合があります。詳しくは加入している保険者におたずねください。

● 16の特定疾病

1 がん(がん末期)

2 関節リウマチ

3 筋萎縮性側索硬化症

4 後縦靭帯骨化症

5 骨折を伴う骨粗鬆症

6 初老期における認知症

7 パーキンソン病関連疾患

8 脊髄小脳変性症

9 脊柱管狭窄症

10 早老症

11 多系統萎縮症

12 糖尿病による合併症

13 脳血管疾患

14 閉塞性動脈硬化症

15 慢性閉塞性肺疾患

16 変形性関節症